

裁判所  
再生関係

諸事項

〔公 告〕

- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令
- (農林水産五六)
- 〔告 示〕
- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の6の(1)のアの規定に基づき、同アの農林水産大臣が定める方法を定める件
- (農林水産一六八四)
- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の6の(1)のイの規定に基づき、同イの農林水産大臣が定める方法を定める件
- (同一六八五)

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

特殊法人等

令和元年度衆議院共済組合の決算、

独立行政法人大学改革支援・学位授

与機構令和元事業年度財務諸表関係

地方公共団体

公示送達関係

会社その他

会社決算公告

五 三 三 三 七

○農林水産省令第五十六号

省 令

○農林水産省令第五十六号  
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月二十六日

農林水産大臣 江藤 拓

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令  
 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年農林省令第11十五号)の一部を次のとおり改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍縁を付した部分(以下「傍縁部分」といふ。)に付する改正後欄に掲げる規定の傍縁部分がある場合は、それを当該傍縁部分のとおり改め、改正後欄に掲げる規定の傍縁部分で、それに付する改正前欄に掲げる規定の傍縁部分がなくないが、それを加える。

改 正 後	改 正 前
別表第1(第1条関係) 1 (略) 2 動物由来たん白質又は動物由來たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準 (1) 動物由來たん白質又は動物由來たん白質を原料とする飼料の成分規格 家畜等を対象とする飼料は、動物由來たん白質(ほ乳動物由來たん白質(ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。)、家きん由來たん白質(家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。)又は魚介類由來たん白質(魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由來たん白質を含むことができる。	別表第1(第1条関係) 1 (略) 2 動物由來たん白質又は動物由來たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準 (1) 動物由來たん白質又は動物由來たん白質を原料とする飼料の成分規格 家畜等を対象とする飼料は、動物由來たん白質(ほ乳動物由來たん白質(ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。)、家きん由來たん白質(家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。)又は魚介類由來たん白質(魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由來たん白質を含むことができる。
第 1 欄 (略) 馬、豚、鶏又はうずら 馬、豚、鶏又はうずら 養殖水産動物 (略)	第 2 欄 (略) ア～ク (略) ケ 食品循環資源(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第2条第3項に規定する食品循環資源をいう。以下同じ。)に含まれる動物由來たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの ア～コ (略) サ 食品循環資源に含まれる動物由來たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの (略)
(2)～(5) (略) 3～5 (略) 6 食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準 (1) 食品循環資源を原料又は材料とする飼料の成分規格 豚を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を除く。以下6において同じ。)は、肉(牛等、豚、いのしし、馬又は家きんに由来するものをいう。以下(1)において同じ。)を扱う事業所等から排出される食品循環資源であつて、肉と接触した可能性があるもの(以下「動物由來食品循環資源」という。)を含んではならない。ただし、次に掲げる動物由來食品循環資源については、この限りでない。 ア 飼料の製造段階で農林水産大臣が定める方法により加熱処理及び製造工程の管理(以下「加熱処理等」という。)が行われたもの(以下「処理済動物由來食品循環資源」という。)	第 1 欄 (略) 馬、豚、鶏又はうずら 馬、豚、鶏又はうずら 養殖水産動物 (略)
(2)～(5) (略) 3～5 (略) (新設)	第 2 欄 (略) ア～ク (略) ケ 食品廃棄物等(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいう。養殖水産動物の項において同じ。)に含まれる動物由來たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの ア～コ (略) サ 食品廃棄物等に含まれる動物由來たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの (略)

イ 食品の製造段階で農林水産大臣が定める方法により加熱処理等が行われたもの（以下「処理済食品由来動物由来食品循環資源」という。）

ウ 確認済ゼラチン等、確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等、確認済チキンミール等及び確認済家きん加水分解たん白等（以下「確認済動物由來たん白質」と総称する。）

(2) 食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の製造の方法の基準

ア 食品循環資源

（ア）豚を対象とする飼料の原料又は材料となる動物由來食品循環資源（処理済動物由來食品循環資源の製造業者に販売されるものを除く。）は、(1)のアの農林水産大臣が定める方法により加熱処理等を行わなければならない。

（イ）豚を対象とする飼料の原料又は材料となる動物由來食品循環資源は、動物由來食品循環資源（処理済動物由來食品循環資源、処理済食品由來動物由來食品循環資源及び確認済動物由來たん白質を除く。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

イ 食品循環資源を原料又は材料とする飼料

（ア）動物由來食品循環資源（処理済動物由來食品循環資源、処理済食品由來動物由來食品循環資源及び確認済動物由來たん白質を除く。）は、豚を対象とする飼料に用いてはならない。

（イ）豚を対象とする飼料は、動物由來食品循環資源（処理済動物由來食品循環資源、処理済食品由來動物由來食品循環資源及び確認済動物由來たん白質を除く。）を原料又は材料とする飼料の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

(3) 食品循環資源を原料又は材料とする飼料の使用の方法の基準

動物由來食品循環資源（処理済動物由來食品循環資源、処理済食品由來動物由來食品循環資源及び確認済動物由來たん白質を除く。）を原料又は材料とする飼料は、豚に対し使用してはならない。

(4) 食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の保存の方法の基準

ア 動物由來食品循環資源（処理済動物由來食品循環資源、処理済食品由來動物由來食品循環資源及び確認済動物由來たん白質を除く。）を原料又は材料とする飼料は、豚を対象とする飼料に混入しないように保存しなければならない。

イ 動物由來食品循環資源（処理済動物由來食品循環資源、処理済食品由來動物由來食品循環資源及び確認済動物由來たん白質を除く。）は、処理済動物由來食品循環資源、処理済食品由來動物由來食品循環資源及び確認済動物由來たん白質に混入しないように保存しなければならない。

- (5) 食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の表示の基準  
ア 動物由来食品循環資源を原料又は材料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (ア) 飼料の名称  
(イ) 製造(輸入)年月  
(ウ) 製造事業場の名称及び所在地(輸入に係るものにあつては、輸入先国名)  
イ 飼料の原料又は材料となる動物由来食品循環資源及び認定済動物由來たん白質を除く。)及び動物由來食品循環資源(処理済動物由來食品循環資源、処理済食品由來動物由來食品循環資源及び認定済動物由來たん白質を除く。)を原料又は材料とする飼料には、対象家畜等を表示しなければならない。

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第十六百八十四号

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)別表第一の6の(1)のアの規定に基づき、同アの農林水産大臣が定める方法を次のように定める。

令和二年八月二十六日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第一の6の(1)のアの農林水産大臣が定める方法は、次のとおりとする。

- 一 原料又は材料として用いる動物由來食品循環資源について、焼却しながらその全体の温度を摂氏九十度以上に六十分钟以上保つ方法又はこれと同等以上に豚熱、アフリカ豚熱その他のウイルスによる豚の伝染性疾病の病原体の不活性化に効果を有する方法により加熱処理を行うこと。  
二 前号の加熱処理が行われた動物由來食品循環資源に当該加熱処理を行っていない動物由來食品循環資源が混入しないように取り扱うこと。  
三 第二号の加熱処理に係る温度及び時間を帳簿に記載して、一年間保存すること。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第十六百八十五号

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)別表第一の6の(1)のイの規定に基づき、同イの農林水産大臣が定める方法を次のように定める。

令和二年八月二十六日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第一の6の(1)のイの農林水産大臣が定める方法は、次のとおりとする。

- 一 原料又は材料として用いる動物由來食品循環資源に含まれる肉及び肉を含む食品について、その中心部の温度を摂氏七十度以上に三十分钟以上保つ方法又はこれと同等以上に豚熱、アフリカ豚熱その他のウイルスによる豚の伝染性疾病の病原体の不活性化に効果を有する方法により加熱処理を行うこと。  
二 前号の加熱処理が行われた肉又は肉を含む食品に当該加熱処理が行われていない肉又は肉を含む食品が混入しないよう取り扱うこと。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

農林水産大臣 江藤 拓